

仙台市空き家対策ネットワーク会議構成員からの
主な意見等の中間案への反映について

ネットワーク会議構成員からの意見	中間案の記述
<p>能動的ではない空家所有者に対してのアプローチの検討が必要である。例えば、相談会での相談事例と回答（解決方法など）や相続登記をしないとどうなるのかといったもう一段階突っ込んだパンフレット、事例集を作成し、啓発を図ってはどうか。</p>	<p>（P40）第4章 方向性1（1）①に、空家化抑制に関する所有者等への情報提供として、空家対策に必要な様々な情報をまとめたリーフレットを作成して啓発を進めるなどの取り組みを記載しました。</p>
<p>利活用の促進に関する相談窓口や空家対策は、もっと広く市民や一般人に伝わるようアピールされたい。</p>	<p>（P43）第4章 方向性3（1）②に、住まいの活用相談の充実について記載しました。</p>
<p>市内でしっかりとした利活用の成功事例を作り上げ、事例を指針に課題解決に結びつけるなど、所有者等に判断を委ねるだけでなく市として地域全体のビジョンや利用方法を提案されたい。</p>	<p>（P47）第4章 方向性4（2）①に、地域の主体的な取り組みに対する支援、新たな利活用方法の検討として、空家対策に取り組む地域や団体との連携、住まいのニーズに応える住宅活用の促進などの取り組みを記載しました。</p>
<p>地域住民の意思に基づく空家の利活用の支援を進め、地域の魅力向上の意識醸成を図られたい。</p>	
<p>再建築が困難な事例が見受けられることから、所有者へのインセンティブとして、その効果も実証されている平成30年度で制度が終了した「解体費の助成」を検討することを提案する。</p>	<p>（P48）第4章 方向性5（1）②に、特定空家等の除却費助成の検討について記載しました。</p>